



西東京市地域コミュニティ基本方針



平成 25 年 3 月



西東京市

はじめに

西東京市では、市民がまちを支え、自分たちのまちを創っていくという市民主体のまちづくりを推進しており、市民自らによるまちづくり活動への支援や、市民活動団体・企業・大学・行政などが協働する仕組みづくりなどを進めています。

近年、全国的には、地域でのつながりが失われつつあり、一人暮らしの高齢者の方や小さな子供の見守り、防災・防犯に関わることなど、様々な問題が表面化し、改めて自治会・町内会などの地域のつながりが大切であることがわかってきました。

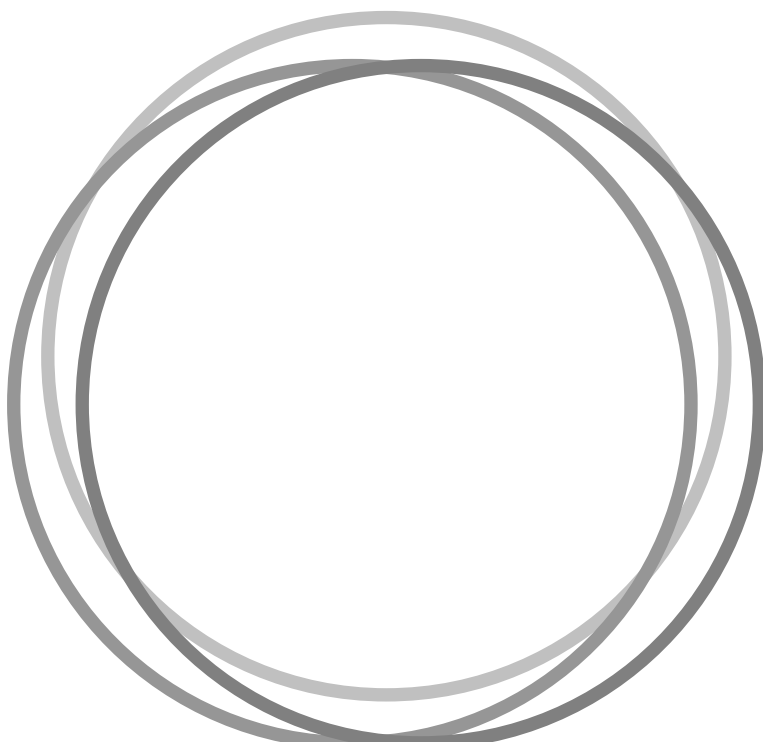
そこで、本市では、平成 22 年度において「西東京市自治会・町内会現状調査」や「西東京市自治会・町内会に関する市民意識調査」などを実施し、市内の現状を把握するとともに、平成 23 年度において学識経験者や地域活動に関わる団体に属する者等で構成する「西東京市地域コミュニティ検討委員会」を設置し、市民が互いに連携し、支え合い、助け合いながら、防災・防犯等に係る地域の課題を解決することのできる地域社会を目指すために必要な事項の検討を行ってきました。

本基本方針は、以上の検討成果を踏まえ、本市の目指すべき地域コミュニティの方向や具体化のための必要な取り組みを示したものです。

西東京市

目 次

1 . 基本方針策定の目的 -----	1
(1) 地域コミュニティを取り巻く背景 -----	1
(2) 基本方針策定の目的-----	2
2 . 現状・課題 -----	5
(1) 地域コミュニティの現状 -----	5
(2) 地域コミュニティの課題 -----	10
3 . 地域コミュニティの将来像 -----	15
4 . 基本方針 -----	21
5 . 具体化の取り組み -----	27
(1) 具体化に向けての役割-----	27
(2) 具体化に向けた取り組み -----	28
< 資料編 > -----	33
(1) 委員会の検討経過-----	33
(2) 委員名簿-----	34
(3) 地域コミュニティ組織の概要 -----	35



1 . 基本方針策定の目的

1. 基本方針策定の目的

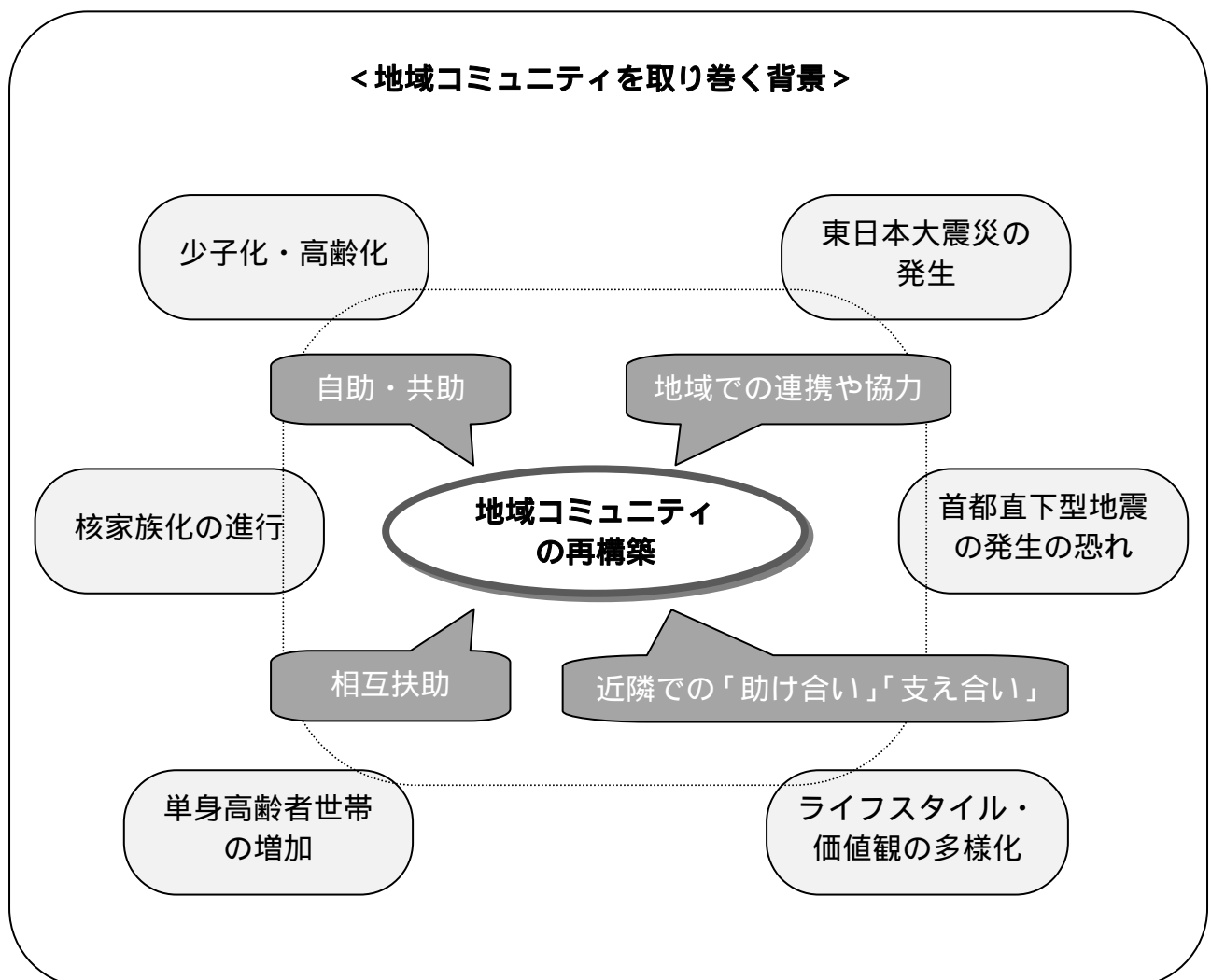
(1) 地域コミュニティを取り巻く背景

近年、少子化・高齢化、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化など社会の状況は日々変化しています。

また、自助・共助や相互扶助の重要性、地域での連携や協力の重要性、近隣での「助け合い」「支え合い」の重要性をあまり感じていない人が多くなりつつあります。

さらに、2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災や首都直下型地震の発生の恐れなどから、災害時における地域組織の重要性や災害に備える地域活動の必要性が再認識されています。

以上のことから、本市における自助・共助や相互扶助の機能を強化し、防災・防犯や見守りなどの地域課題に対して、地域コミュニティを再構築していくことが求められています。

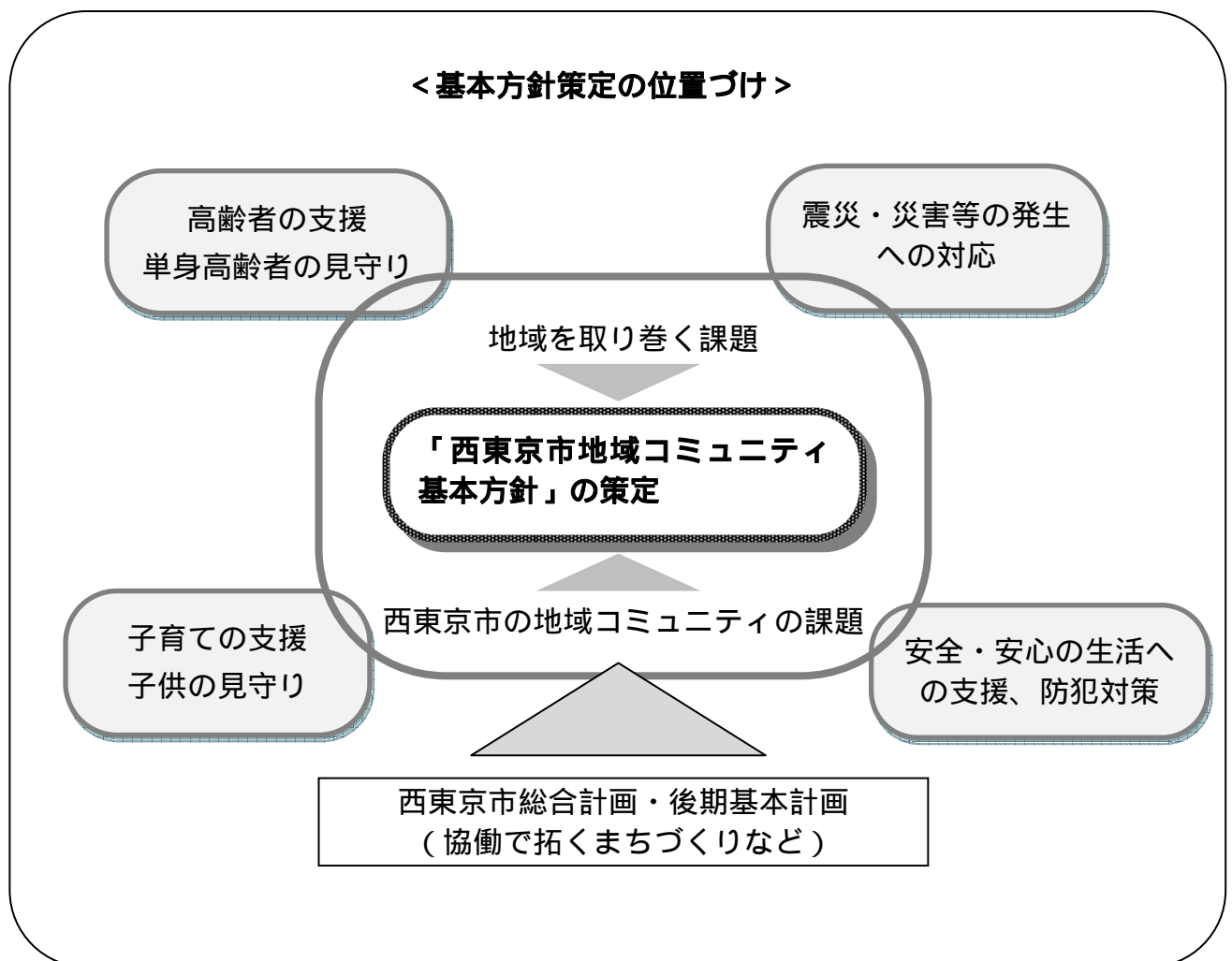


(2) 基本方針策定の目的

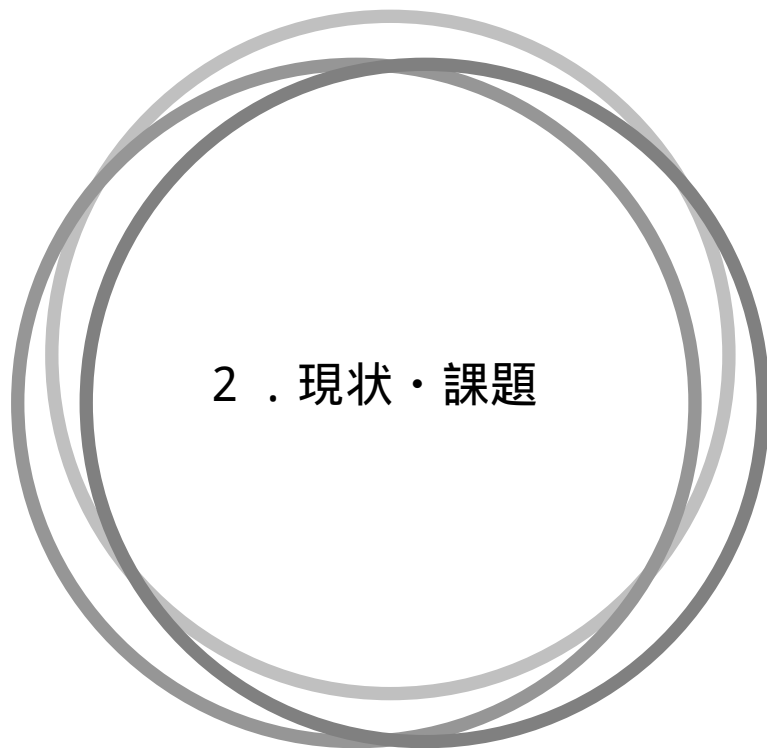
地域が抱える課題は、防犯、防災、高齢者の支援、子供の見守りなどにより多様化しており、地域を担う組織や団体が連携して地域の課題に対して「地域の底力」が発揮できる地域コミュニティの再構築が必要となっています。

本市では、上位の計画である「西東京市総合計画・後期基本計画*」において、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」ことを目指して様々な施策を実施しており、その中の「協働で拓くまちづくり」の取組において地域コミュニティのあり方を研究・検討していくことが示され、地域コミュニティの再構築に向けた取り組みを進めています。

このようなことから、本市では、地域の力の低下を防ぎながら、地域が身近に抱える課題に早急に対応するため、その指針となる「西東京市地域コミュニティ基本方針」を策定します。



* 西東京市総合計画・後期基本計画：本市の最上位計画。後期基本計画は平成 16 ~ 25 年度の総合計画のうち平成 21 ~ 25 年度の後期を定めた計画



2 . 現状・課題

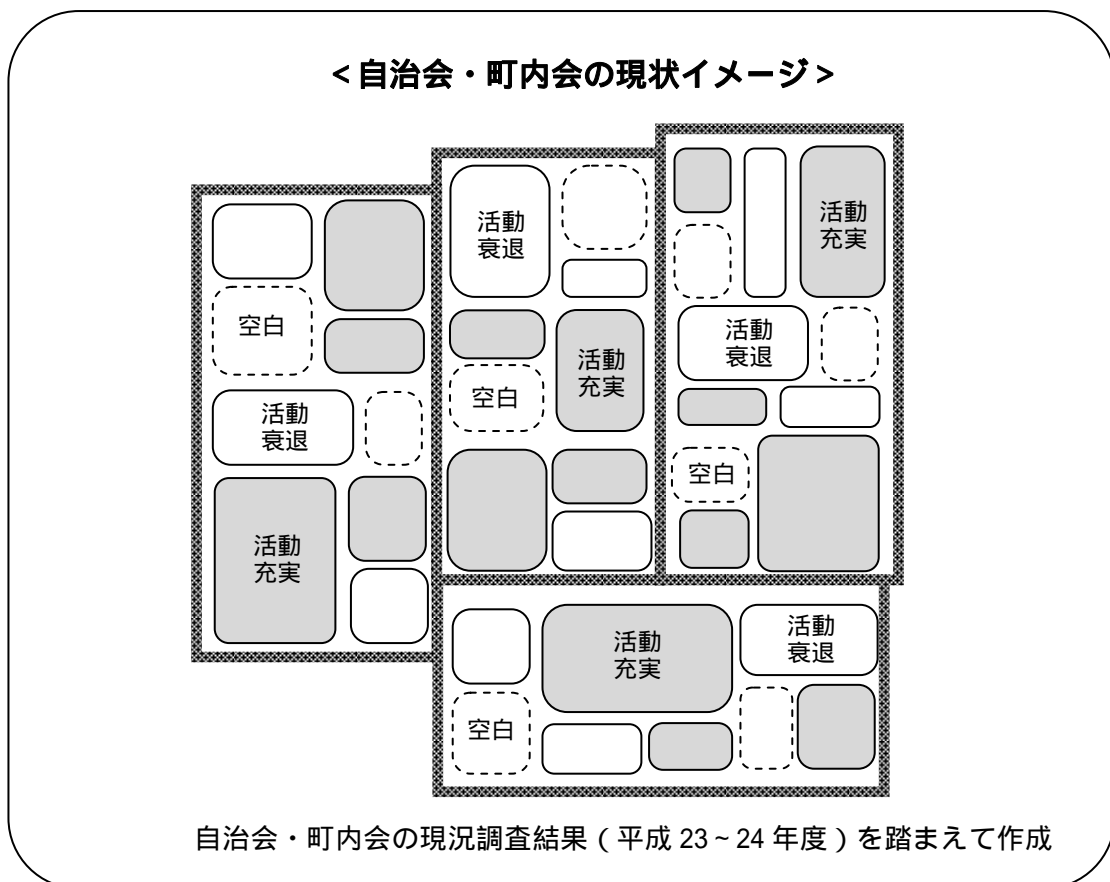
2 . 現状・課題

(1) 地域コミュニティの現状

本市は、都心へのアクセスや近隣の商業地域が近いなど利便性が高く、マンション等の集合住宅も多く存在し、転出入者も多いことなどから、地域コミュニティにおける人と人とのつながりが希薄化して自治会・町内会などの地域活動に参加しない市民も増えています。

現在、市内には約 200 団体以上の自治会・町内会があります。自治会・町内会は地域の共助組織として長年にわたり存在してきており、今も地域の重要な役割を担う団体であるといえます。市内には地域活動が充実している自治会・町内会がある一方、高齢化に伴う自治会・町内会活動の担い手の減少や加入者の減少、役員などの固定化、地域生活に必要な活動や役割が少なくなるなど、衰退化や解散する組織が多く見受けられるようになっていきます。

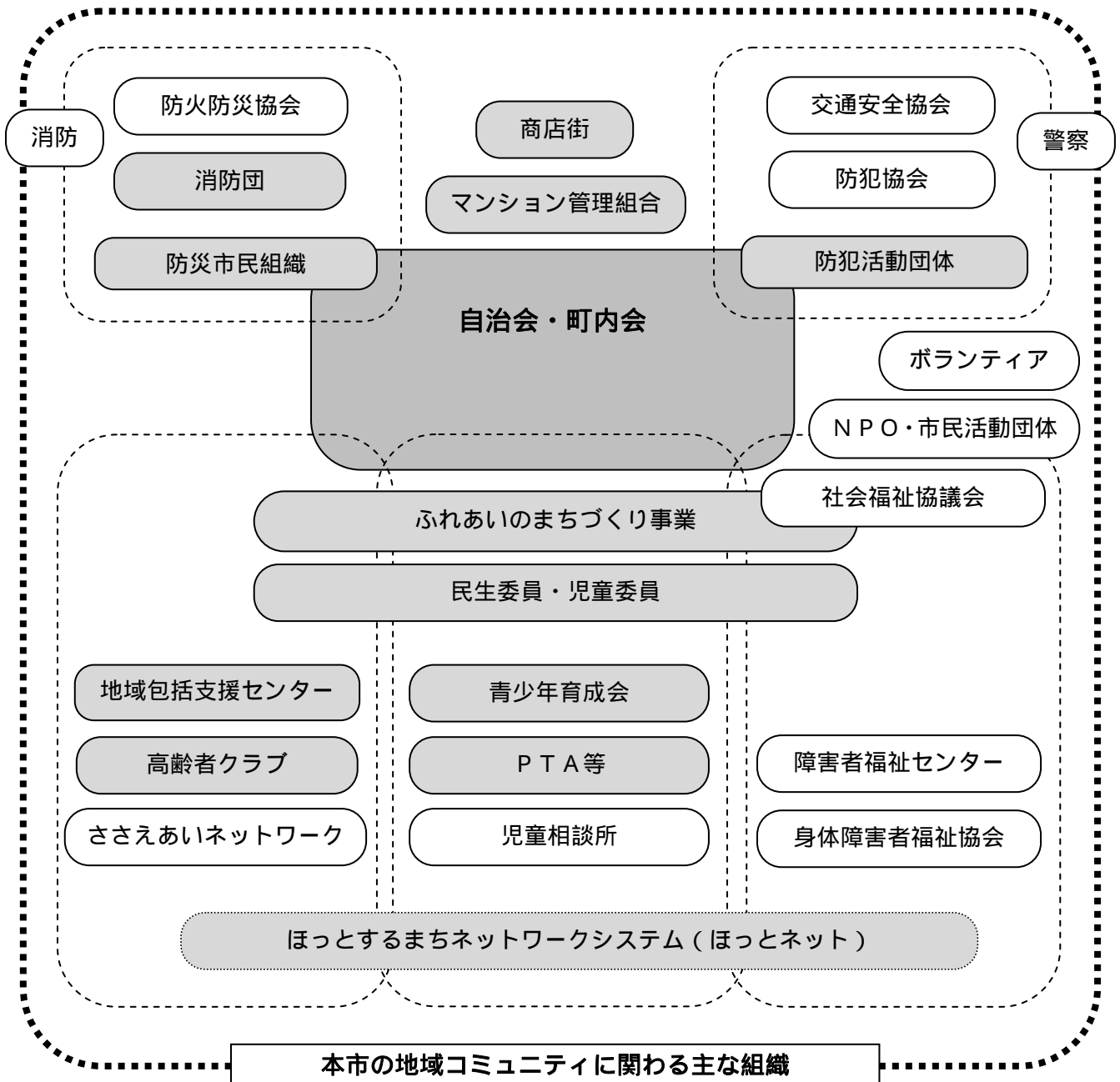
一方、NPO*や市民活動団体など、それぞれの目的・役割をもって活動している地域組織の活動が増加しており、地域コミュニティを支えています。しかしながら、各組織同士の横のつながりが弱く、多様化する地域課題に対して連携・協力する体制が十分ではないことがうかがえます。



*NPO（エヌ・ピー・オー）：Non-Profit Organization 民間非営利組織の略。営利を目的とせず、公益の増進を目的に市民が主体的に取り組む活動を行う組織

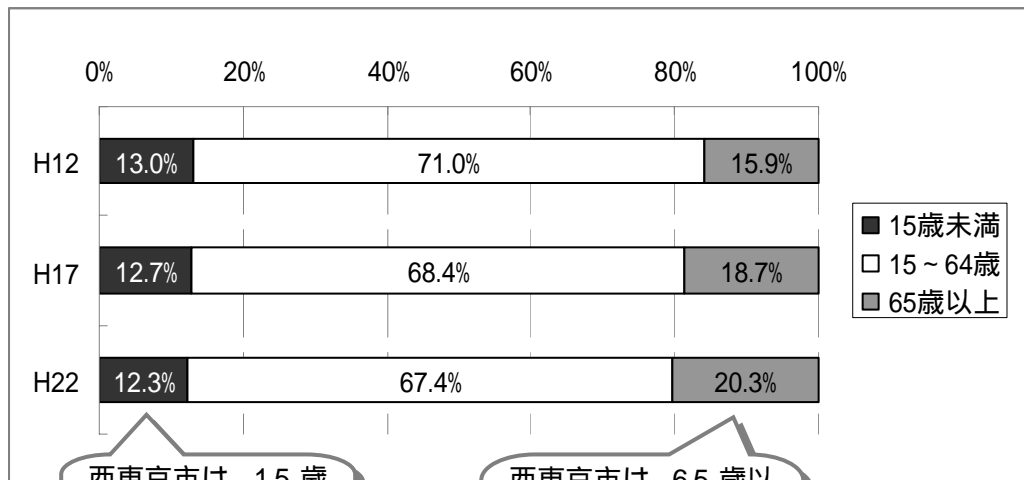
<地域コミュニティ組織の全体像>

地縁性の高い組織



各地域コミュニティ組織の概要は資料編を参照

< 少子化・高齢化の推移 >

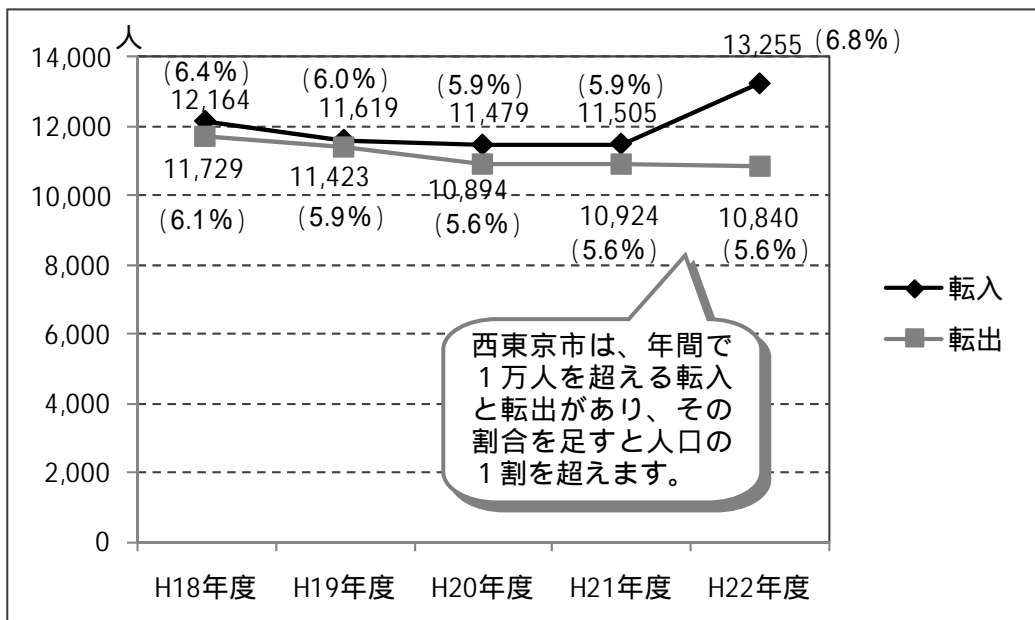


西東京市は、15歳未満の人口割合が減少しています。

西東京市は、65歳以上の人口割合が増加しており、全体の2割を超えています。

国勢調査より作成

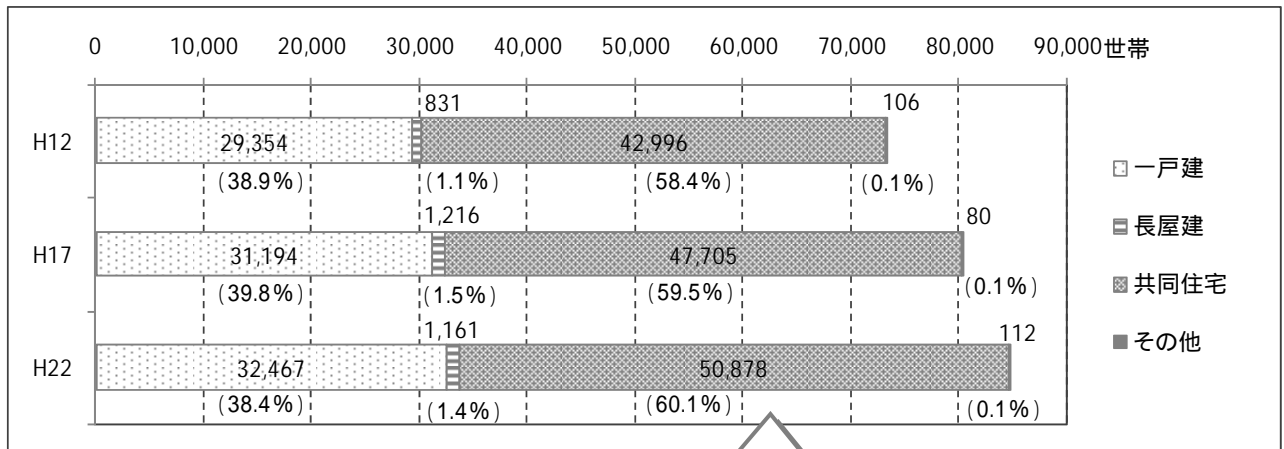
< 転入・転出の推移（実数と人口に占める割合） >



西東京市は、年間で1万人を超える転入と転出があり、その割合を足すと人口の1割を超えます。

住民基本台帳より作成

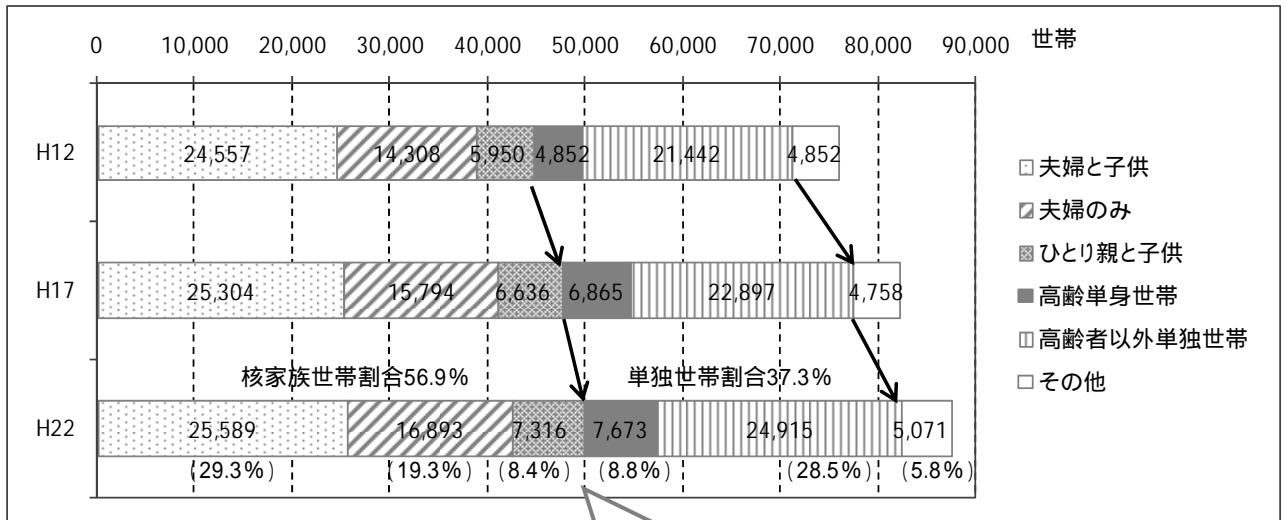
< 住宅の建て方別の住宅に住む一般世帯数 >



西東京市は、約6割の世帯がマンションなどの共同住宅に住んでいます。

国勢調査より作成

< 一般世帯の家族類型別の構成 >



西東京市は、核家族化が進むとともに、高齢単身世帯の割合も約1割に迫っています。

国勢調査より作成

<自治会・町内会の特徴>

集合住宅対象の自治会・町内会が多く、規模も比較的小さい

会長や役員の任期が短く、役員のなり手がいない

加入促進の取り組みを行っていない自治会・町内会が多い

回覧板やごみ資源に関する活動、防災・防犯に関する活動を行っている自治会・町内会が多い など

抜粋：「西東京市自治会・町内会現状調査報告書（平成 23 年 3 月）」

<自治会・町内会に対する市民の意識・ニーズ>

（市民約 1000 人のアンケート調査結果）

自治会・町内会に加入している人は 25%、自治会・町内会に加入しているかわからない人は 16%

非加入理由は、「自治会・町内会が存在することを知らないから」34%、「勧誘されていないから」31%、「自治会・町内会が何をしているかわからないから」27%

自治会・町内会活動への市民のニーズは、「防犯のための見回り活動」26%、「防火・防災のための見回り活動」25%、「高齢者の見守り活動」24%

年代別の加入状況は、60 代以降の加入率（47%～71%）が高く、20 代・30 代の加入率（6%～11%）は低い

居住形態別の加入状況は、一戸建て（持家）や公営住宅（市営・都営・UR など）の加入率（36%～44%）が高く、マンション・アパート（民間賃貸）の加入率（3%）が低い

居住年数別の加入状況は、西東京市の居住年数が長い人ほど加入率が高い（20 年以上 34%～47%）

若年層（30 代以下）でマンション・アパート（民間賃貸）に居住する非加入者の非加入理由は、「勧誘されていないから」48%、「自治会・町内会が存在することを知らないから」43%、「加入方法がわからないから」35% など

抜粋：「西東京市自治会・町内会に関する市民意識調査報告書（平成 23 年 3 月）」

(2) 地域コミュニティの課題

本市における地域コミュニティの現状、自治会・町内会に対するニーズなどを踏まえると、地域コミュニティの課題は、次のように示すことができます。

市民の地域組織・活動への参加意識の向上

市民の地域組織や活動に対する意識については、自治会・町内会の加入状況や認識などからみると十分にあるとは言えません。

また、自治会・町内会に加入しない理由をみると、自治会・町内会からの勧誘がなく、自治会・町内会の存在や加入方法がわからないなど、初期的な要因が多くみられます。

以上のような状況などから、本市の地域コミュニティの活性化にあたっては、市民の地域組織や活動への参加意識を高めることが必要です。

地域コミュニティ全体の活性化

市全体としては、自治会・町内会をはじめ、防災、防犯、高齢者支援、障害者支援、青少年支援などの様々な地域組織や団体などが活動しています。

このような地域活動の資源を有効に活用しつつ、地域コミュニティの希薄化により様々な地域課題が表面化していることを踏まえて、地域の底力が発揮できる地域コミュニティ全体の活性化に向けた取り組みが必要となります。

自治会・町内会の活性化

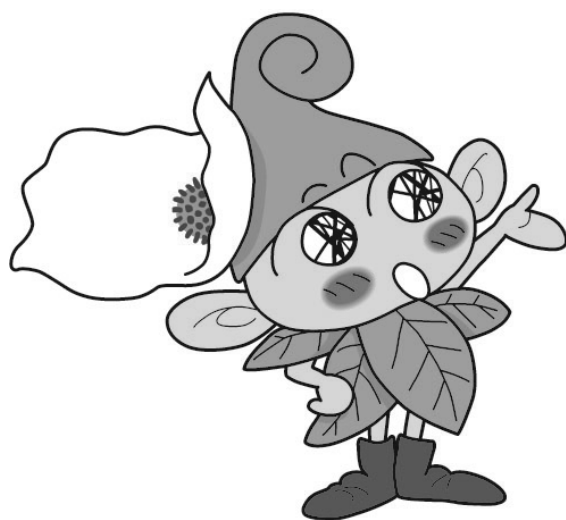
地域コミュニティの中にあって重要な役割を担う自治会・町内会については、会員や役員の高齢化、加入者の減少やそれに伴う地域活動の衰退、組織の衰退化や解散による自治会・町内会が存在しない地域(空白地帯)の存在、加入促進に関わる活動が行われていないなど、多くの問題への対応が課題となっています。

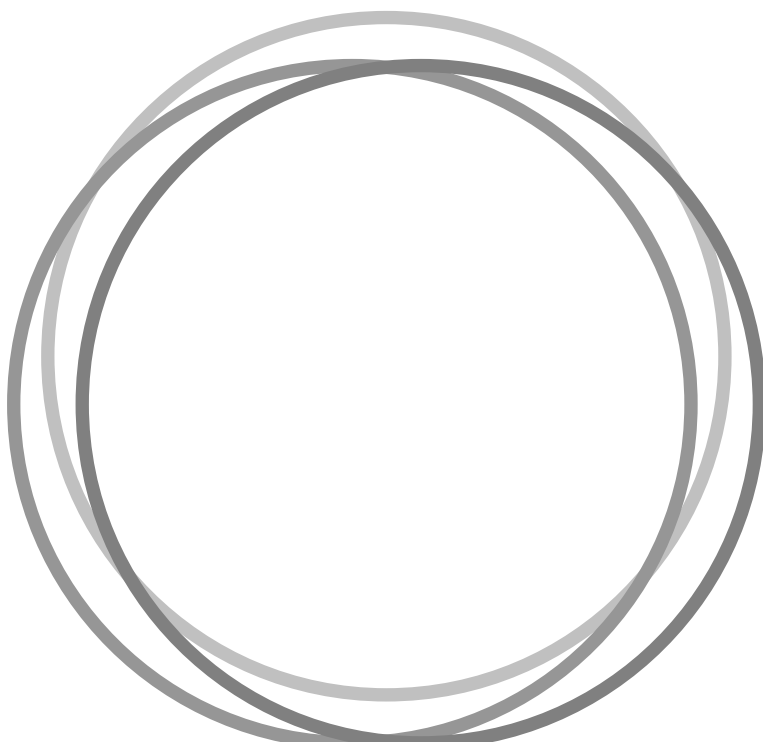
自治会・町内会については、地縁組織の中心であり、市民もその活動に期待していることなどから、地域課題の解決に主体的に取り組むため、その組織や活動の活性化を図ることが必要です。

地域組織間のつながりの弱さへの対応

各地域組織については、それぞれの活動目的の中で、地域が抱える身近な課題を解決するために活動していますが、各々の組織同士の連携をもって取り組むべき地域課題については、横のつながりが弱いことから、その対応が難しいことが課題となっています。

地域の力を結集して取り組むべき地域課題などは、各地域でそれぞれ活動する地域組織に加えて、地域の生活や活動に関わる学校、企業、行政機関などが連携して解決していく必要があります。





3 . 地域コミュニティの将来像

3 . 地域コミュニティの将来像

地域コミュニティは日常生活には欠かせない基盤となるものです。地域で暮らす人々が互いに信頼して助け合い、安全で安心して暮らすことができ、快適で住みやすさを感じることができる地域コミュニティの実現を目指します。

地域に自ら参加し地域に貢献する地域コミュニティ

日常の生活においては、地域活動の必要性や地域組織の重要性などが気づかないかもしれませんが、いざという時には地域の力が必ず必要になります。

そこで、「自分たちの暮らす地域は自分たちでつくる」という意識を持つことが重要です。行政だけでは、地域課題の解決につながることは難しく、「自助」・「共助」・「公助」のバランスを踏まえ、市民が自ら主体的に参加し、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

市民の一人ひとりが「自助」・「共助」の大切さを認識し、すべての市民が自ら進んで地域コミュニティづくりに参加することを目指します。

地域組織の活動が充実している地域コミュニティ

本市では、様々な分野において地域組織が活動していることから、各分野の地域組織においては、それぞれの能力や実績を活かして、地域課題を解決するための力を発揮することが必要です。

各地域組織は、市民が地域との関わりをもてるように、地域活動への参加機会や間口を広げるとともに、市民は、積極的に地域組織の活動に参加して、地域の一員として地域コミュニティの創造を担うことを目指します。

自治会・町内会活動が充実している地域コミュニティ

地縁組織として地域で活動している自治会・町内会は、高齢化や担い手不足等で活動が衰退している組織もありますが、最も身近な地域組織としての活動の充実が必要です。

自治会・町内会は、地域の中心となって活発に活動し、その活動が楽しく、充実しているとともに、市民は、身近な活動に積極的に参加することにより、ご近所でのつながりができ、災害時にご近所との連携ができる地域コミュニティを目指します。

地域で連携し共に助けあう地域コミュニティ

本市では、地域の身近な課題を地域で解決していくため、防災・防犯や見守りなど、様々な取り組みを支援していますが、まだ十分ではありません。

また、市民からも地域における防犯のための活動、防火・防災のための活動、高齢者の見守り活動などが大切であると言われてしています。

本市には、地域コミュニティを中心的に担う自治会・町内会をはじめとして、NPOや市民活動団体、防災市民組織、地域包括支援センター、小・中学校、消防署、警察署などが活動していることから、それぞれの組織の専門性を活かし、互いに知恵を出し合って、連携して地域で助け合いながら地域コミュニティを推進することを目指します。

以上の地域コミュニティの実現を目指すことにより、将来像としての「**安全・安心で住みやすいまち**」を実現します。



<地域コミュニティの将来像>

地域に自ら参加し地域に貢献する
地域コミュニティ

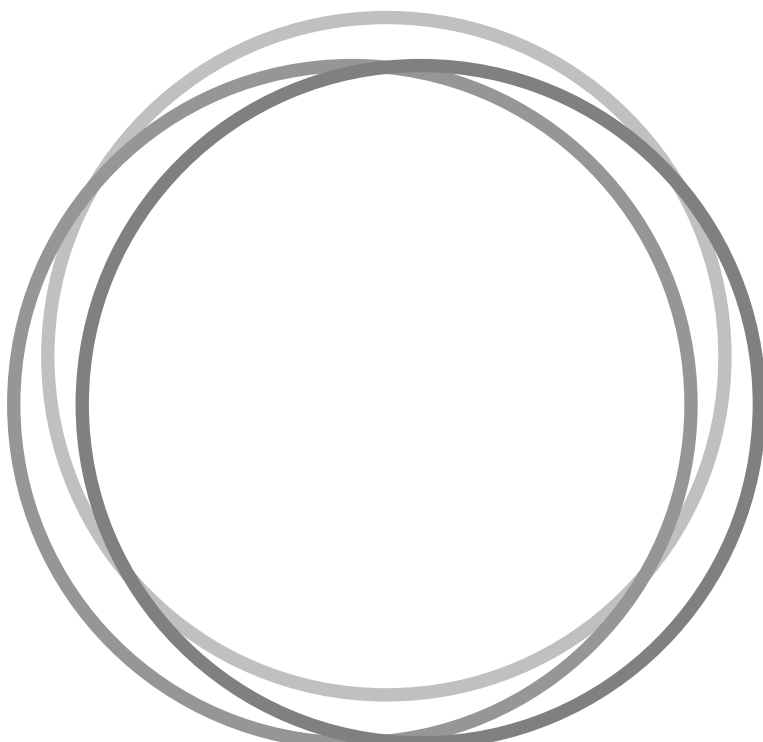
地域組織の活動が充実している
地域コミュニティ

自治会・町内会活動が充実している
地域コミュニティ

目指すべき地域コミュニティ

地域で連携し共に助け合う
地域コミュニティ

安全・安心で住みやすいまち



4 . 基本方針

4 . 基本方針

地域コミュニティの将来像を受けて、本市の地域コミュニティにおける基本方針について、次のように示します。

基本方針

地域コミュニティに関わる全ての組織が各々の活動を充実します

本市では、自治会・町内会をはじめ、防災・防犯、高齢者支援・見守り、青少年育成、子育て支援、福祉関係など、既に様々な組織や団体などが活動していることから、既に活動している地域の組織や団体を活かして、地域が身近に抱える課題を解決するため、各組織がそれぞれの目的を踏まえた活動を充実させていきます。

各地域組織が活性化することで、地域の課題解決に貢献し、より一層住みやすい地域になるだけでなく、市民は、どの地域組織でも良いので、「どこかに地域とのつながりを持つ」ことができます。

基本方針

地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会を充実します

自治会・町内会は、地域コミュニティの中心的な役割を担う、継続性の高い地縁組織であることから、その活動や組織の充実を図り、地域コミュニティの要として機能を発揮していきます。

また、市民の自治会・町内会への加入や活動への参加を増やすことが大切であることから、様々なきっかけを通じて継続的に加入や参加を進めていきます。

これにより、市民は、日常生活の充実や災害時の助け合いなどに結びつく、「ご近所での身近なつながりを持つ」ことができます。

基本方針

地域コミュニティに関わる組織や団体が連携して地域の課題を解決し、災害時は緊急連絡がとれる体制を構築します

地域の力を結集して取り組むべき地域課題などは、各地域で各々活動する地域組織に加えて、地域の生活や活動に関わる学校、企業、行政機関、NPOなどが連携して解決することが必要であるため、その連携体制を構築します。

この連携体制は、防災・防犯や見守りなどの地域の重要な課題を解決する役割が期待されることから、市が体制づくりや活動の支援を行います。

特に、災害時の対応に結びつく、防災に関わる活動については、この連携体制が取り組むべき重要なテーマです。また、この連携体制を活かした緊急時の市との連絡体制の構築も期待されます。

これにより、地域力を結集し、地域が主体となって地域課題の解決を目指すことが可能となり、地域組織や団体は、「市及び組織間のつながりを持つ」ことができます。



<基本方針>

地域コミュニティに関わる
全ての組織が各々の活動を
充実します

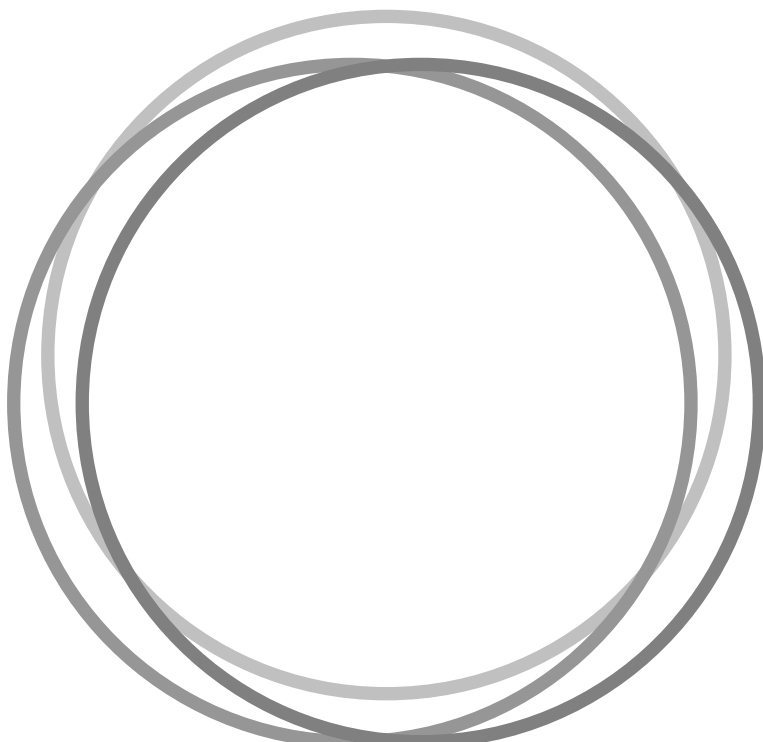
市民は「どこかに地域とのつな
がりを持つ」ことができます

地域コミュニティの中心的な
役割を担う自治会・町内会を
充実します

市民は「ご近所での身近なつな
がりを持つ」ことができます

地域コミュニティに関わる組
織や団体が連携して地域の課
題を解決し、災害時は緊急連
絡がとれる体制を構築します

地域組織や団体は「市及び組織間の
つながりを持つ」ことができます



5 . 具体的な取り組み

5 . 具体的な取り組み

本市における地域コミュニティの基本方針を受け、地域コミュニティ再構築に向けて、その役割と具体的な取り組みを示します。

(1) 具体化に向けての役割

本市の地域コミュニティ再構築を具体化するためには、市民、地域組織、行政が各々の役割を發揮するとともに、お互いに協働して取り組むことが不可欠です。

市民の役割

市民は、自分が住む身近な地域の安全・安心な暮らしを育んでいくため、地域コミュニティに関わる活動や組織に積極的にに関わり、地域の活動や交流を楽しみ、地域への愛着を深めていくとともに、災害時の備えなどに努めていくことが大切です。

企業や大学などは、一市民として、地域コミュニティに関わる活動や組織に積極的にに関わり、各々が持つ力や技術を活かして、地域に貢献・協力していくことが求められます。

地域組織の役割

自治会・町内会やその他の地域コミュニティに関わる組織・団体は、自ら各々の活動を充実・強化していくとともに、地域の力を結集して取り組むべき課題に対して、主体的かつ積極的に連携して取り組んでいくことが求められます。

行政の役割

市は、本市の目指すべき地域コミュニティの基本的な方向性を明らかにするとともに、市民や地域組織に対して、地域コミュニティに関わる情報や技術の提供と支援を積極的に行っていきます。

地域の力を結集して取り組むべき課題については、それを解決するために地域が連携できる組織づくりとその支援を行っていきます。

また、災害時における市と地域との確実な連絡手段を確保するため、その体制を構築していきます。

<市民・地域組織・行政の協働イメージ>



(2) 具体化に向けた取り組み

本市では、以上の役割を踏まえて、地域コミュニティ再構築に向けての具体的な取り組みを次のように考え、平成25年度以降に展開していきます。

1) 地域コミュニティ強化の取り組み

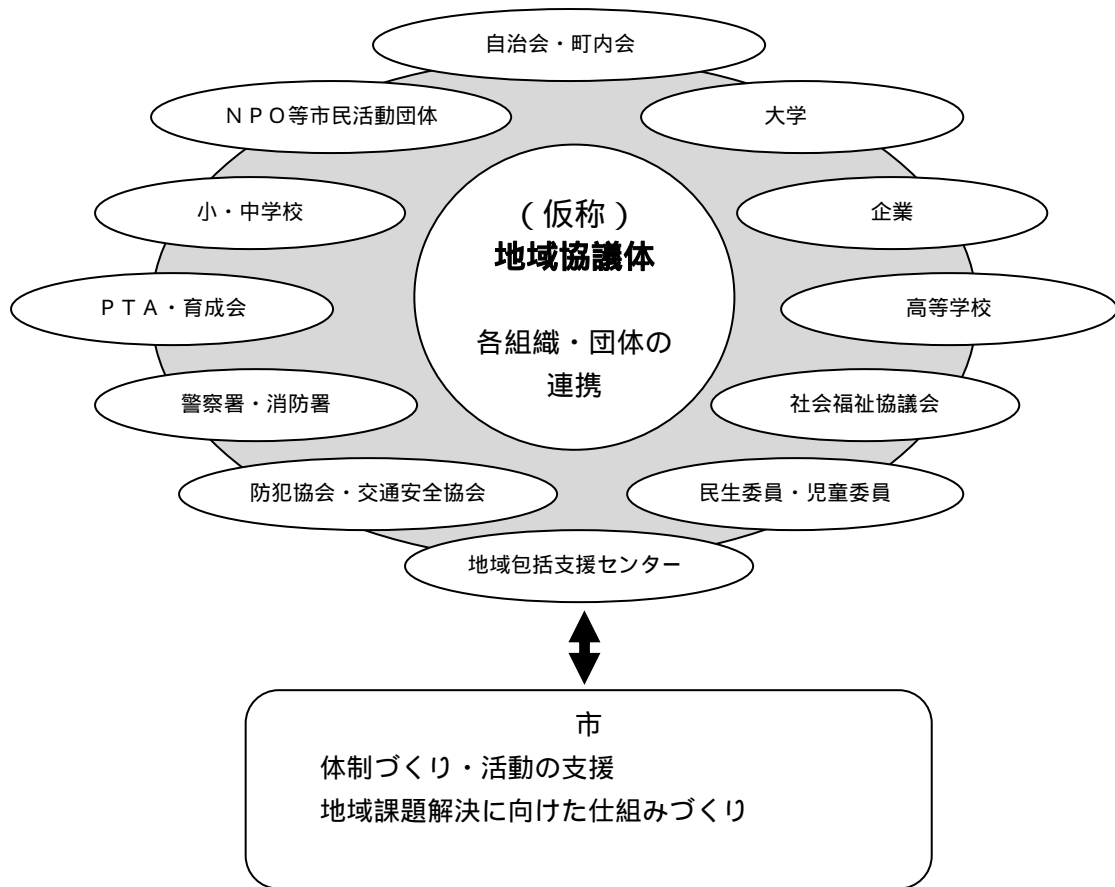
(仮称) 地域協議体の検討

自治会・町内会を中心に、各種地域組織、学校、企業、行政機関などが連携して地域課題に取り組むことができる体制を(仮称)地域協議体とし、その設立と運営の支援に向けた検討を進めます。

また、「ほっとするまちネットワークシステム(ほっとネット)」など、既に地域に設立されている組織については、今後関係機関と調整を図ります。

(仮称)地域協議体は、平成25年度以降において、地域に関わる組織・団体が多く参加できる地区をモデル地区として設立を目指し、その効果や課題を検証しつつ、本市にふさわしい組織体を構築していきます。

< (仮称) 地域協議体のイメージ >



(仮称) モデル事業の試行

(仮称) 地域協議体の活動を支援し、地域が連携して行う自主的な活動の促進を目指すため、(仮称) モデル事業を試行します。

(仮称) モデル事業を試行することで、地域組織の連携による課題解決の効果を探るとともに、(仮称) 地域協議体の運用を円滑に実施できるよう目指します。

(仮称) モデル事業は、平成 25 年度以降において、モデル地区として設立する(仮称) 地域協議体の活動として実施する予定です。

担い手づくり

地域の力を結集した活動や組織を牽引する担い手を増やす取り組み及びサポートを行います。

地域コミュニティの活性化には、組織を牽引していく人や活動に必要な知識・技術を持った人が必要です。そのような地域コミュニティの担い手を発掘・育成すること

が地域課題の解決に結びついていきます。

また、地域活動や組織運営などに対して、その知識やノウハウを持ってサポートするNPOや市民活動組織などを育成・支援していきます。

地域参加への啓発

多くの市民の方々が地域に関わる組織や活動に参加するためには、そのきっかけづくりが大切であることから、地域のイベントなどの際には、その意識を高める活動を進めます。

特に、若年層や子育て世帯などへの意識啓発により、地域組織や活動の活性化に結びつけていきます。

地域コミュニティ支援方策の検討

地域コミュニティ強化の取り組みを総合的に行っていくため、地域コミュニティ活動に必要な情報の提供・共有、地域組織への支援策、活動拠点確保への支援策などを検討していきます。

2) 自治会・町内会支援の取り組み

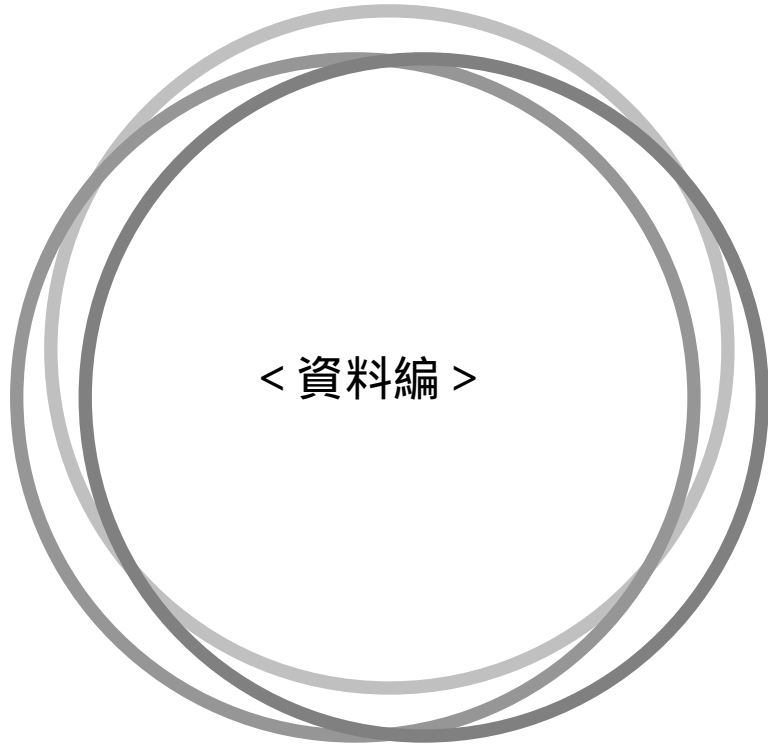
地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会・町内会の組織や活動を維持・強化するため、支援を行います。

支援策としては、防災や防犯など生活に役立つ情報を市などが自治会・町内会に提供します。その情報を自治会・町内会を通じて市民に提供していきます。

また、自治会・町内会の運営の支援については、運営のためのガイドブックや加入促進活動のためのパンフレットなどを提供します。

市の窓口などでは、自治会・町内会への新規加入のため、転入者に対して加入案内のパンフレットを配布します。





<資料編>

< 資料編 >

(1) 委員会の検討経過

	検討内容
第 1 回 平成 23 年 8 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の設置（委嘱状伝達、委員長・副委員長選出など） ・委員会の概要について ・委員会の中心的検討テーマ及びスケジュール ・西東京市における地域コミュニティの現状について
第 2 回 平成 23 年 10 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会現地調査について ・西東京市自治会・町内会に関する市民意識調査結果 ・自治会・町内会強化に向けた課題と課題解消の方向性について ・地域コミュニティを担う組織の連携について
第 3 回 平成 23 年 12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・先進自治体の視察結果（立川市） ・地域コミュニティを担う組織の連携について ・自治会・町内会を中心とした地域コミュニティのあり方について
第 4 回 平成 24 年 2 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・先進自治体の視察結果（調布市） ・自治会・町内会を中心とした地域コミュニティのあり方について ・平成 23 年度の検討委員会「中間報告書」のまとめ ・平成 24 年度の進め方
第 5 回 平成 24 年 4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の目次構成について ・地域力を結集して地域課題の解決に取り組む連携体制について ・(仮称)モデル事業の検討 ・ガイドブック・ハンドブック・パンフレットの構成案について
第 6 回 平成 24 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（検討案）の検討 ・推進方策の検討 ・模擬事業の検討 ・ガイドブック（案）・パンフレット（案）の検討
第 7 回 平成 24 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活性化に向けた取組等の進捗状況 ・基本方針（素案）の検討 ・模擬事業の検討 ・ガイドブック（案）・パンフレット（案）の検討
第 8 回 平成 24 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（素案）のまとめ ・模擬事業の検討 ・ガイドブック（案）・ハンドブック（案）・パンフレット（案）の検討
第 9 回 平成 24 年 12 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（素案）のパブリックコメントの実施状況 ・(仮称)地域協議体及び(仮称)モデル事業の検討 ・ガイドブック（案）・ハンドブック（案）・パンフレット（案）の検討
第 10 回 平成 25 年 2 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（案）の検討・まとめ ・ガイドブック（案）・ハンドブック（案）・パンフレット（案）まとめ ・今後の進め方

(2) 委員名簿

(敬称略・委員五十音順)

	氏 名	所 属
委員長	伊 村 則 子	武蔵野大学環境学部環境学科 教授
副委員長	伊 藤 圭	西東京消防署警防課 地域防災担当係長
委 員	鵜野 美代子	J A 東京女性組織協議会 会長
	岡 村 満	西東京市交通安全協会 副会長
	工 藤 恵 子	帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科 教授
	志 村 光 明	鎮守台自治会 会長
	菅 野 美 鈴	西東京市青少年育成会連絡会 会員
	土方 孝一郎	西東京市民生委員児童委員協議会 会員
	丸 山 儀 一	西東京市防犯協会 会長
	望 月 利 將	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 事務局長

(3) 地域コミュニティ組織の概要

身近な地区における地域組織

< 自治会・町内会 >

- ・日常の身近な地域の支え合い活動や防災・防犯活動、見守りなど、地域の多様な生活課題に主体的に取り組んでいます。
- ・しかし、地域によっては高齢化や自治会・町内会活動への参加者の減少などの理由により活動が希薄になり、組織の弱体化や解散が顕在化していることから、総じて脆弱な状況にあることがうかがえます。

< マンション管理組合 >

- ・分譲マンションでは管理組合があり、居住者間の交流など、自治会と同様の活動を行っている管理組合もあります。

< 防災市民組織 >

- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもとに、自治会・町内会を単位として結成されています。
- ・平常時においては、防災知識の普及、防災資器材の整備、安否確認を含む防災訓練の実施などを行っています。
- ・災害時においては、初期消火、避難誘導、安全確保、給食給水などの応急活動を行います。
- ・本市では防災市民組織に対し、防災資器材（消火器、メガホン、懐中電灯など）の購入費の一部を補助しています。

< 防犯活動団体 >

- ・市内で防犯活動をしている団体やこれから自主的に防犯活動を始めようとする団体に対して、本市では防犯活動にかかる経費の一部を補助しています。

< 民生委員・児童委員 >

- ・分担する地域において、生活困窮者、高齢者、心身障害者、母子世帯等の相談相手として活動しています。
- ・民生委員は、児童委員と西東京市社会福祉協力委員としても活動しています。

< 商店街 >

- ・いくつかの商店が近接するまとまった買物の場を指し、各商店主が集まって組織化された「商店会」を中心に、販売促進のためのイベントなどを行っています。

< 高齢者クラブ >

- ・高齢者の知識・経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期の生活を豊かなものにするとともに、いきいきとした高齢社会の実現を目的とした事業を行う団体です。
- ・社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがいを高める活動を行っています。

通学区域を中心とした地域組織

< ふれあいのまちづくり事業 >

- ・西東京市社会福祉協議会では、市内の小学校通学区域を中心として、地域住民が主体となって進める「ふれあいのまちづくり」を推進しており、市ではこの事業を支援しています。
- ・「世代を越えて交流できるまち」、「いざ」というときに助け合い、支えるまち」、「安心して暮らせるまち」を目指しています。

< 青少年育成会 >

- ・市内の小学校区ごとに活動しており、地域の子供たちとともに、様々な行事を実施したり、通学路などの安全点検、防犯・非行防止のためのパトロールなど、青少年の健全育成を目的とした活動を行っています。

< P T A 等 >

- ・各学校ごとに組織された、保護者と教職員の会。保護者と教職員の協力による、教育の改善・向上、児童・生徒の成長・発達と福祉の増進を目的として活動しています。
- ・P T Aがない学校では、父母の会や保護者の会等の名称で活動を行っています。

地域区分による地域組織

< 地域包括支援センター >

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護・福祉・健康・医療など様々な関係機関と連携しながら、利用者一人一人について、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師又は看護師などの職種が継続的な相談及び支援を行っています。

< 消防団 >

- ・本市の消防団は、団長を中心に地域の実災害に対し、昼夜を分かたず活動を行っています。また、出初式や市内で行われる各種訓練等を通じ、防災意識の啓発に努めています。

< ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット） >

- ・日常生活圏域（中部・西部・北東部・南部）において、地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりを進めています。
- ・地域の課題、困りごとについて、地域の皆さんと一緒に解決する調整役として、地域福祉コーディネーターを配置しています。
- ・また、地域活動を推進する地域リーダーとして、ほっとネット推進員が「ほっとするまちネットワークシステム」に登録されており、地域活動の推進・支援、地域での身近な相談相手、地域福祉コーディネーターや支援者への連絡などを担っています。

市全域を対象とした地域組織

< ささえあいネットワーク >

- ・高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の住民（ささえあい協力員、ささえあい訪問協力員）事業所等（ささえあい協力団体）民生委員や地域包括支援センター及び市が相互に連携し合う仕組みです。

< 市民活動団体・NPO 団体 >

- ・「西東京市市民協働推進センターゆめこらぼ」において、協働のまちづくりを推進・支援しています。

< 西東京市社会福祉協議会 >

- ・社会福祉法に基づく民間の福祉団体であり、市民や関係者の理解と協力を得ながら「支えあい、ふれあいのあるまちづくり」を目標として活動しています。

< 小平児童相談所 >

- ・児童福祉法に基づき設置されている東京都の機関で、18 歳未満の子供に関する相談を本人・家族・学校の先生・地域の方々などから受けています。

< ボランティア >

- ・自分ができることを自らの意思で周囲と協力しながら無償で行う活動のことであり、社会福祉協議会が運営する「西東京ボランティア・市民活動センター」においてボランティア活動や市民活動に参加したいという方に活動の場を紹介・支援しています。

西東京市地域コミュニティ基本方針

平成 25 年 3 月

発行：西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課

支援：西東京市地域コミュニティ検討委員会

協力：(株)エックス都市研究所



いごいーな
©シンエイ/西東京市